

第2回 川崎市行財政改革に関する計画策定委員会  
区役所のあり方検討部会  
次第

平成27年7月17日(金)15:00~17:00

第4庁舎4階第3会議室

開 会

- 1 『区役所改革の基本方針』策定に向けた中間取りまとめ』について
- 2 区局間・区間の調整・連携機能について
- 3 区役所に関する人材育成について
- 4 その他

閉 会

【配布資料】

- ・ 座席表
- ・ 委員名簿
- ・ 行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会設置要綱
- ・ 資料1 ……「区役所改革の基本方針」策定に向けた中間取りまとめ(概要版)
- ・ 資料1-2 ……「区役所改革の基本方針」策定に向けた中間取りまとめ
- ・ 資料2 ……区における総合行政を推進するための庁内体制
- ・ 資料3 ……区における総合行政の推進に向けた局区間の調整等の仕組
- ・ 資料4 ……人材育成課資料
- ・ 資料5 ……区役所サービス向上指針(概要)
- ・ 参考資料 ……区政概要(平成27年度版)

# 区役所のあり方検討部会

平成27年7月17日(金)  
第4庁舎4階 第3会議室

窓側

伊藤 正次 部会長

秋山 美紀 委員

名和田 是彦 委員

阿部  
企画調整課担当課長

袖山  
行財政改革室長

勝盛  
自治推進部担当課長

岸  
行財政改革室担当課長

谷村  
財政課担当課長

速記者

河合  
地域包括ケア推進室担当課長

成沢  
区調整課担当係長

山根  
人材育成課長

山崎  
区調整課長

武田  
区政推進部長

事務局席

報道・傍聴席

事務局席

出入口

事務局席

川崎市行財政改革に関する計画策定委員会

区役所のあり方検討部会 委員名簿

(50音順 敬称略)

	区 分	氏 名	役職等	備 考
1	学識経験者	あきやま みき 秋山 美紀	慶應義塾大学 環境情報学部准教授	
2	学識経験者	いとう まさつぐ 伊藤 正次	首都大学東京大学院 社会科学部教授	部会長
3	学識経験者	なわた よしひこ 名和田 是彦	法政大学 法学部教授	

## 行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市の区役所の役割・機能等について重点的に調査審議することを目的として、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、川崎市行財政改革に関する計画策定委員会（以下「委員会」という。）に区役所のあり方検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 局 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び同条例第2条の規定により設置された本部、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局並びに選挙管理委員会事務局をいう。

(2) 区役所 川崎市区役所等事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第20号）に規定する区役所、区役所地区健康福祉ステーション、区役所保健福祉センター健康ステーション、区役所支所及び区役所出張所をいう。

(3) 部会長 条例第8条第3項に定める部会長をいう。

### (所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項について、調査審議を行う。

- (1) 中長期的な区役所のあり方に係る計画の策定に関すること
- (2) 局区役所間の調整手法や人材育成のあり方に関すること
- (3) 区における住民自治に関すること
- (4) その他部会長が必要と認めること

### (会議)

第4条 部会の運営は、条例に定めるところによる。

### (関係者の出席)

第5条 部会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (決議)

第6条 委員会は、条例第8条第7項の規定に基づき部会の決議をもって委員会の決議とするときは、あらかじめその旨の決議を行うものとする。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、市民・こども局区政推進部区調整課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。